

# 令和6年度事業計画

## I. 安全サービス事業

1. 「旅客サービス向上と税務及び交通安全講習会」の開催  
令和6年10月2日堺市産業振興センター及び10月7日に大阪国際交流センターで開催します。
2. 街頭指導等の実施  
北新地地区・南地地区の街頭指導活動、乗場の充実と改善、マナー向上に向けた活動を輸送秩序確立連絡協議会（一水会）や自主街頭指導検討会に参加し、共同で街頭指導を実施します。
3. 関係機関との連携活動  
近畿運輸局、大阪運輸支局、大阪府警察本部、公益財団法人大阪タクシーセンターと連携し、開催される各会議に出席し事業の適正化を推進します。
4. 「大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト」への参画  
大阪府警察本部と一般財団法人大阪府交通安全協会共催の「大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト」に参画し、委員会並びに表彰式に出席します。また、傘下団体にも参加を促すことにより無事故無違反を目指します。
5. 「大阪府道路利用者会議」への参画  
道路整備を積極的に促進し、道路交通の進捗発展に寄与するため、道路を利用している業界団体とともに道路整備の要望を行います。
6. 近畿運輸局、大阪運輸支局に対する要望  
行政に対しては、懇談を行うとともに、個人タクシー業界の発展のため相互の意思の疎通を図りつつ、個人タクシー事業に有益な要望を行い、その実現に向け努力いたします。
7. 大阪府や営業区域の各市に対する要望  
大阪府、大阪市等に対しては、個人タクシー事業がスムーズに行われるような施策や援助（金銭面含む）を要望し、実現を求めています。
8. 2025年に開催される日本国際博覧会（関西万博）への協力について  
大阪府、大阪市及び公益社団法人日本国際博覧会協会が開催する各種会議に参画し、個人タクシー業界からの意見、要望を行います。
9. 大阪公共交通会議への参画。  
タクシーオンデマンドに、基本的に反対の意向を示し、共存できるように要望していきます。

- 1 0. タクシー空白地における個人タクシーの活用について  
昨年、公示された、タクシー空白地に個人タクシーが参入できることに積極的に協力をしていきます。
- 1 1. ライドシェア問題について  
タクシー不足を根拠に、ライドシェアを認める方向に法整備もなされていますが、会議に参加し、反対を表明していきます。
- 1 2. 一般社団法人全国個人タクシー協会近畿支部（以下「近畿支部」という。）との連携強化  
近畿支部の事業計画の促進及びその上部団体である一般社団法人全国個人タクシー協会（以下「全個協」という。）との連携を図り、個人タクシーの地位の向上を目指します。
- 1 3. タクシー利用券の取扱い  
一般社団法人大阪タクシー協会、大阪タクシー共通乗車券運営協議会、各市が独自に発行している障がい者タクシー利用券の取り扱いを行います。
- 1 4. 全個協が施行する「事業用自動車総合安全プラン 2025」、「支部総合安全プラン 2025」「個人タクシー中期取組計画」事業に積極的に取り組みます。

## II. 教育広報活動事業

1. 譲渡譲受認可率の向上及び新規許可の充足  
経営者学校の講習内容の一層の充実と合理化を図り、認可率の向上を目指します。また、新規許可枠の充足を目指します。
2. 新規事業者を対象とした授与式及び事業開始説明会の充実に努めます。
3. 期限更新研修会の開催  
大阪運輸支局と共催で、期限更新短縮者が対象の更新研修会を開催します。
4. 優良事業者の推薦と表彰  
黄綬褒章、国土交通大臣表彰、近畿運輸局長表彰、大阪運輸支局長表彰、公益財団法人大阪タクシーセンターの優良運転者表彰、全個協の永年勤続功労事業者表彰などに優秀な事業者を推薦するとともに、その推薦等関連業務に協力します。
5. 全個協が展開する「マスターズ制度」への協力  
マスター事業者のスキルアップ研修会開催に協力します。
6. 安全運行指導員の新規増員及び更新  
全個協が推進する安全運行指導員制度の充実に努めます。

7. 行政及び関係団体との連絡協調  
行政からの通達、公示や関係団体からの通知等を速やかに広報・周知します。
8. 人事共済制度の実施  
死亡・廃止された方の弔慰金、餞別金を支給します。
9. 国民年金基金の加入促進  
事業開始説明会等で、若年層の加入を促進します。
10. 「個人タクシーの日」のイベントへの協力  
近畿支部と協力し、個人タクシーの広報活動を行います。
11. 「中核リーダー研修会」開催への協力  
令和6年11月29日に開催予定です。

### Ⅲ. 申請代行業務事業

1. 許可更新の調査業務代行  
個人タクシー事業の許可更新の事務処理と提出を行います。
2. 申請の円滑な処理のための行政に対する支援業務  
各種申請に関する相談、説明と提出を行い、行政より受領します。
3. 個人タクシー事業者等の事業経営に関する相談、アドバイス  
事業者等からの事業経営に関する様々な質問に対する回答や各種申請等における助言を行い、事業者の資質の向上と事務負担の軽減を目指します。

### Ⅳ. 指導講習事業

近畿個人タクシー経営者学校の運営

1. 本講習会及び予備講習会を各々年3回開講します。
2. 経営者学校の講習内容を見直し、近畿運輸局の個人タクシー新規及び譲渡譲受験の合格率の向上を目指します。